

「あっせん委員会」の運営状況（令和5年1月～3月中）について

令和5年1月～3月中のあっせん委員会の運営状況は次のとおりである。

1. 当四半期における申立件数／あっせん手続件数

(1) 新規申立件数

あっせんの申立件数は0件。

(2) あっせん手続件数

あっせんの手続件数は2件。

2. あっせんの申立て事案の概要とその結果

あっせん申立事案のうち、1件が終結（詳細は別紙のとおり）。

あっせん手続件数

(単位：件)

	2023年1～3月中
前四半期係属件数 (A)	2
2023年1月～3月 新規申立件数 (B)	0
2023年1月～3月 終結件数(C=a+b+c+d+e)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、和解件数 (a)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、不調件数(b)	0
申立人の申立て取下げ件数(c)	0
あっせん委員会によるあっせんの打ち切り件数(d)	0
あっせん委員会の適格性審査による不受理件数(e)	0
2023年3月末係属件数(=A+B-C)	1

(別紙)

事案番号	令和4年度第2号
申立て概要	高齢者への特約選択型金銭信託の販売方法等に関する不満
申立人の属性	個人
申立人の申出内容	<p>・令和2年2月28日、相手方の販売代理店である証券会社の担当者が、申立人(当時84歳)に対し、コロナ禍で大暴落する前に株式を売却した方が良くと不安を煽り、その株式の売却資金で相手方金融機関(以下、「相手方」という。)の特約選択型金銭信託(以下、「本商品」という。)を購入することを提案し、申立人の同意を得て、申立人を相手方に紹介した。</p> <p>・同年3月13日に相手方が申立人宅を訪問し、初めて本商品に係る説明を行い、契約(以下、「本件契約」という。)手続きを行ったが、申立人には本商品へのニーズはなく、契約手続き時の高額な手数料や管理料が毎年徴収されることの説明も不十分であり、申立人は十分に理解していなかった。また、本商品は元本保証商品ではあるが、毎年管理料が元本から徴収されるため実質的に毎年元本が目減りすることの説明もなく、高齢者に対し、著しく配慮に欠けた販売行為である。</p> <p>・相手方は、当時84歳の申立人に対し、相手方の販売代理店である証券会社が不安を煽って売却させた代金を充て、申立人の意向の把握・確認も不十分なまま強引に本件契約を締結したものであり、消費者契約法第1条第1項1号、同2号、第2条、第4条第3項5号に抵触するため、申立人は、本件契約の取消しおよび購入代金ならびに手数料の返還を求める。</p>
相手方信託銀行等の見解	<p>・相手方は、証券会社から申立人の紹介を受け、本商品を勧誘・販売したが、それは相手方の事務手続および高齢者ルールに則り、申立人の意向を確認したうえで適切に行ったものであり、申出人が主張する消費者契約法に抵触する事実はない。</p> <p>・したがって、本件契約につき申立人が主張する瑕疵は存在せず、本件契約の取消しや受領済の購入代金・手数料の返還には応じられない。</p> <p>・申立人は、設定時の費用および信託期間中の費用の説明を受け、「説明事項確認書」に、その内容を理解した旨のチェックを入れ、また、本商品が有する各種機能やサービスにも興味があると記入している。更に、契約後、本商品のサービスを実際に利用しており、本商品のニーズがあったことは明らかである。</p> <p>・本件契約の締結に当たり、証券会社の社員が株価の下落に関して断定的な情報を提供したり、本件契約の締結に向けて強引な勧誘をした事実はなく、また、申立人が「説明事項確認書」に記入する際には、1項目ずつ再度説明して、理解度を確認しながら記入いただいております。商品性・費用について理解を得たうえで本件契約の申込みに至ったものである。</p>

あっせん手続の結果	<p>【和解】 所要期間 5か月10日</p> <p>令和4年10月24日開催のあっせん委員会において適格性の審査が行われた結果、当該申立てを受理することを決定。</p> <p>あっせん委員会における検討の結果、相手方において、申立人の意思確認に違法なところはなく、またそのエビデンスもあるが、相手方は、管理報酬をもらっている以上、申立人に対して信託機能をもっと活用してもらえるようアフターフォロー等を行うことがより適切であったと考えられることから、本件契約を終了させたうえで、相手方は、本件契約に係る元本に解決金を加算した金額から信託管理報酬額を控除し、元本収益額を加算した金額を申立人に支払うことをもって合意した。</p>
-----------	--